

準公金を横領した職員の処分について

「能登町職員の懲戒処分の公表基準」に基づき、地方公務員法上の懲戒処分について、下記のとおり公表します。

記

1 事案の内容

総務課CATV放送室主事（事案当時、教育委員会事務局主事）は、令和6年8月から令和7年3月までの間、担当していた町スポーツ少年団の通帳より計1,255,060円を引き落とし、私的な流用を行ったものです。

なお、横領した金銭については、全額返納されております。

2 被処分者及び処分等内容

(1) 横領した職員

総務課CATV放送室 主事 22歳 男性

懲戒免職（地方公務員法第29条第1項第1号、第2号、第3号及び第33条）

(2) 管理監督責任を問う職員

ア 教育委員会事務局 局長 55歳 女性

戒告（地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号）

イ 事案当時の教育委員会事務局 次長 50歳 男性

訓告

3 処分日

令和7年5月8日（木）